

科目名	民事救済手続法 Civil Remedy Procedure						
科目担当者	村田 治彦 MURATA Haruhiko						
単位数	4	配当年次	3年	授業形態	講義	開講学期	通年
履修学部・学科 [区分]	法学部・法律学科 [専門教育科目 専門科目]					ディプロマポリシーとの関連	(2)(4)
授業の概要	<p>前期は、民事救済法総論、民事保全法、民事執行法を扱い、後期は、破産法を中心に行う。</p> <p>そして、本講義では、それぞれの救済過程での債権者、債務者、利害関係人、並びに裁判機関等のかかわりを視野に入れつつ、民事救済の性質を踏まえ、その救済手続の基本的な構造とその手続の流れを押さえる。</p> <p>更に、事例を基にして、現実社会でこれらメカニズムがどういう問題を抱え、それに対してどう対処すべきかについて問題点を考える。</p>						
授業の到達目標	<p>①民事保全法、民事執行法、破産法の各基本的な知識を押さえる。</p> <p>②法的思考としての法的三段論法に基づいて、法律の条文を解釈して、自分が出した基準に事例を当てはめて、結論を導くことができる。</p> <p>③民事保全法、民事執行法、破産法の各知識に即した、原則・例外の思考を押さえて、論理的に説明できるようにする。</p>						
授業計画・内容	1	オリエンテーション	16	倒産法総論			
	2	民事救済という概念	17	狭義の破産手続			
	3	実体法と手続法	18	破産手続開始決定			
	4	民事救済の法的構造	19	広義の破産手続			
	5	自主的救済	20	破産財団と破産債権 (1)―破産財団			
	6	民事保全(1)―申立	21	破産財団と破産債権 (2)―破産債権			
	7	民事保全(2)―保全命令	22	財団債権と自由財産			
	8	民事保全(3)―保全執行	23	破産者を巡る法律関係の調整			
	9	民事執行総論	24	破産財団の管理 (1)―変動的破産財団・取戻権			
	10	民事執行法各論(1)―執行の着手と再調整	25	破産財団の管理 (2)―別除権			
	11	民事執行法各論(2)―基本形としての金銭執行	26	破産財団の管理(3)―相殺権			
	12	民事執行法各論(3)―動産執行	27	破産財団の管理(4)―否認権			
	13	民事執行法各論(4)―債権執行	28	破産財団の換価			
	14	民事執行法各論(5)―非金銭執行	29	破産財団の配当・破産手続の終了			
	15	民事執行法各論(6)―担保権実行としての競売	30	自己破産―免責			
授業外学修 (事前学修)	法律学の説明は理解しづらいので、予習するとすれば、授業計画のテーマについて、教科書の該当箇所部分に目を通し、専門用語の意味等を予め調べ、臨む(毎週 60 分)程度にし、予習よりも復習を重視する。						
授業外学修 (事後学修)	毎回、授業内容について要点を整理し、不明な箇所は質問し(毎週 180 分程度)、次回、説明を受け、自分の疑問を解消して、毎回、講義に臨むようにする。						
成績評価方法・ 評価比率・到達 目標との対応	成績評価方法				評価比率	到達目標との対応	
	Q&A の回答による授業への貢献 定期試験				20% 80%	① ①、②、③	
成績評価基準	<p>秀：(評点 90 点以上) 到達目標を極めて高い水準で達成している場合</p> <p>優：(評点 80 点～89 点) 到達目標を高い水準で達成している場合</p> <p>良：(評点 70 点～79 点) 到達目標を一定の水準で達成している場合</p> <p>可：(評点 60 点～69 点) 到達目標を最低限の水準で達成している場合</p> <p>不可：(評点 60 点未満) 到達目標に達していない場合</p>						
教科書	川嶋 四郎・笠井 正俊(編)『はじめての民事手続法』(有斐閣・2020)						
参考文献	講義時に適宜指示する。						
その他	パソコン操作、Word、インターネット・メールの利用等情報処理論で学んだことはできる必要がある。						